

独立行政法人等の中（長）期目標の策定について

令和4年12月5日
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人評価制度委員会の基本的な考え方」（令和4年4月8日委員会決定）に基づき、「政策実施機能の最大化」の観点から、令和4年度末に中（長）期目標期間が終了する法人（準用法人を含み、以下「令和4年度見直し対象法人」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化について幅広く議論を行いつつ、本年度の調査審議を行ってきた。

上記調査審議の結果、委員会として、個々の令和4年度見直し対象法人について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点（以下「留意事項」という。）等を下記のとおり取りまとめる。令和4年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の検討に当たっては、留意事項の内容及びその背景事情等の趣旨をよく御理解いただいた上で、目標に具体的に盛り込んで頂くことに加え、併せて「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日委員会決定）についても、十分に参考とされたい。なお、検討の際は、独立行政法人等に実施させる業務だけでなく、当該業務の前提となる政策そのものの方向性を含め、主務省と法人との間で十分なコミュニケーションを図ることが重要であることを申し添える。

記

（1）北方領土問題対策協会

（留意事項）

- ・ 法人の長から職員に対して法人のビジョンを明確に発信するとともに、従来からの研修の奨励や外部組織との人材交流に加え、職員の意向も踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を推進すること等により、職員のモチベーションの維持・向上を図ることを目標において明確にしてはどうか。
- ・ 国民世論の啓発において重要な情報発信については、重点対象である若年層に対して一層訴求するものとなるよう、その内容や手法を改善していくことを目標に盛り込んではどうか。

（背景事情等）

- ・ 法人は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、国民世論の啓発、交流等事業の推進、北方地域元居住者に対する援護等の様々な取組を行っているが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の変化により、国民世論啓発事業や四島交流等事業を変更・中止せざるを得ない状況にある。

こうした環境変化に的確に対応しつつ、法人に課せられた使命を十分に果たしていくためには、一人ひとりの職員の専門性やモチベーションの維持・向上がこれまで以上に重要

であり、法人において、研修の実施、他機関主催の各種研修への職員の派遣、内閣府からの出向者の受入、職員の適正を見極めた上での人員配置等に取り組んでいるところである。

次期中期目標期間においては、職員のモチベーション維持・向上を図る取組を更に進めるため、法人の長のリーダーシップの下、職員の意向も把握しつつ、キャリア形成や計画的な人材確保・育成の取組をより一層積極的に進めることが重要であると考える。

- ・ 北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、国民運動としての活動を活性化する観点から、あらゆる地域及び世代の国民、とりわけ若年層の北方領土問題に対する理解を深め、その関心を高めていく必要がある。

また、令和2年度の北方領土問題に関する国民世論の啓発に係る調査の結果、若年層の北方領土問題への関心が他の年代と比べると低い一方、若年男性は啓発活動への参加意欲がどの年代よりも高いことが明らかとなり、若年層に訴求するための取組が一層重要な課題となっている。

これまで法人事業では、若年層に利用者の多いSNS等を活用した情報発信の充実などの取組を進めており、令和3年度は532件の発信を行った。また、業務・組織見直しにおいても、「SNSの一層の活用により、北方領土問題にふれる機会を積極的に提供」するとともに、「若年層による啓発手法の企画立案の機会を活用し、効果的な事業展開を行う」こととしており、次期中期目標期間においては、国民一般の理解・関心の更なる向上に向けて、若年層の特性を踏まえた情報発信の内容や手法を改善していくことが重要であると考える。

(2) 国民生活センター

(留意事項)

- ・ PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）の刷新に合わせ、蓄積されたデータとAI技術の併用による情報発信など、PIO-NETのより効果的な活用を主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら検討することについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 多様化する消費者の特性に応じた情報提供の取組を充実させることについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 複雑化・多様化する消費者トラブルに機動的に対応するため、目標水準や定量指標を見直すことについて検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「消費者基本計画」（令和2年3月31日閣議決定（令和3年6月15日改定））において、脆弱な消費者の増加など消費者の多様化（注1）や社会情勢の変化（注2）を踏まえ、全ての消費者トラブル防止を徹底する観点から、多様化する消費者の特性に応じて、関係機関の適切な連携の下、重層的かつきめ細やかな対策を講じることが必要であるとされている。また、地方公共団体の協力を得ながら、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報等を一元的に集約し、国を始めとした行政機関等が消費者トラブル情報の早期把握等に活用しているPIO-NETを刷新し、消費生活相談情報のデータ精度の向上や相談業務・分析業務の効率化等の機能強化を図るとともに、蓄積された情報の効果的な活用について検討することとされている。

（注1）高齢化の進行等、成年年齢の引下げ、世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等、訪日外国人・在留外国人による消費の増加

(注2) コロナ禍における「新しい生活様式」の実践、デジタル化の進展・電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた機運の高まり

- PIO-NETの刷新について、現行中期目標期間において、法人は、消費生活相談の現場における利用の負担軽減と効率化による速やかな情報収集、情報分析機能の向上による迅速な法執行などの行政機関等における活用促進のため、AI（人工知能）等の新技術の導入の検討を行い段階的な導入を進めている。

業務・組織見直しにおいても、消費生活相談員が相談対応に集中し十分に能力が発揮できる環境整備が重要であるとし、相談対応の質の向上や業務負担の軽減のため、AIや音声認識などの新技術の動向を踏まえつつ、相談員向けオンラインマニュアルの整備や利便性の向上等に加えて、相談現場の機能強化や相談環境の構築に資するよう、インターネットとクラウドサービスを活用したシステム更改を進めることとされている。

このほか、PIO-NETのより効率的・効果的な活用を図るため、情報収集における法人と地方公共団体の役割分担の明確化や、地方公共団体が担う消費生活相談のポータルサイト的な役割を担うことについて検討する必要があると考える。

- 多様化する消費者の特性に応じた情報提供について、現行中期目標期間において、法人は、PIO-NETに蓄積されているデータ情報から、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に係る情報を分析して取りまとめ、国民に対して報道機関等を通じて情報提供を行っている。また、これらの情報が、高齢者・障害者等にも到達しやすいよう民生委員協議会や社会福祉協議会等に対する積極的な広報活動に努めている。

業務・組織見直しにおいても、多様な消費者のニーズに対応するため、法人は、地方公共団体において、メール、ウェブフォーム、SNS等を活用したオンラインによる消費生活相談受付が可能となることを支援するとともに、消費者の自己解決等を促すため、ウェブサイトやSNSのチャットボット等を活用し、消費者向けのFAQや注意喚起等の情報提供を充実することとされている。

このほか、日本で生活する外国人の消費生活相談の対応について、その外国人が居住する地方公共団体の多言語対応などが十分でない現状を踏まえ、消費者庁が行う「地方消費者行政強化交付金」(注3)による支援に加え、外国人等が理解しやすい情報提供を推進することも必要であると考える。

(注3) 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、消費生活相談体制の維持・充実などの取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的として、都道府県及び市町村等の消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付する。

- 消費者トラブルに機動的に対応することについて、現行中期目標期間において、法人は、災害時の消費生活相談体制の充実や、重大事故等の発生時に収集した事故情報に基づく消費者への注意喚起等の必要な措置等を行っているが、現行中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」における評価項目が約30項目程度と詳細に設定されており、これらに係る定量指標等が150項目以上にわたるため、評価を踏まえた定量的な数値を達成することに重きが置かれ、その時々の課題に臨機応変に対応することが困難となっていることから、目標水準や定量指標の見直しを検討する必要があると考える。

(3) 物質・材料研究機構

(留意事項)

- ・ 特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究開発成果を創出する観点から、様々な課題に柔軟に対応できるよう大局的、かつ、より実効性を高めた目標となるよう検討してはどうか。
- ・ 法人の研究開発成果を社会実装に結び付けていくため、多様な形態での外部機関との連携構築等を一層推進していくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人自身のプレゼンスを更に高めるため、研究開発成果の活用事例等について、より幅広い層に積極的に情報発信していくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 物質・材料の安全性・信頼性を高めるための研究など、必ずしもイノベーションの創出に結び付かない取組であっても、適切に評価されるよう目標を検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定）において、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の基本的な方向として、「我が国全体の指向性に関する国家戦略・方針等に基づき、大学や民間企業等のみでは困難な研究開発等を遂行し、世界最高水準の研究開発成果を創出する」とされており、また、同方針において、「主務大臣は、特定法人の自主性及び自律性を最大限尊重した上で、特定法人による研究開発等の特性に配慮した大局的観点からの目標を示すこと」とされている。次期中長期目標の策定に当たっては、引き続き同方針や現状の課題等を踏まえ、大局的でより実効性のあるものに見直すことも含め検討していくことが重要であると考える。
- ・ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等において、マテリアル分野においても産学官共創による迅速な社会実装の取組を強力に推進することとされている。法人はこれまでも、様々な連携スキームを活用して組織的かつ積極的に技術移転に取り組んでいるところであるが、当該分野における基礎研究及び基盤的研究開発等の中核機関としての役割を担う本法人が、今後更に研究開発成果を社会実装に結び付けていくためには、法人と企業との共同研究等のほか、例えば、スタートアップ段階の企業への支援や、現状実績が少ない法人発ベンチャーへの出資を拡大するなど多様な形態での外部機関との連携構築や、スタートアップ段階の企業への支援にあたり外部専門機関やアドバイザーを活用するなど外部リソースの活用を一層推進していくことが重要であると考える。
- ・ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、多層的な科学技術コミュニケーションを強化することとされている。法人はこれまでも、我が国全体の物質・材料分野の人材確保等のため、若い世代を中心とした広報・アウトリーチ活動を実施し高い成果を上げているところであるが、法人自身のプレゼンスを更に高めていくためには、より幅広い層に向けた研究開発成果の情報発信が重要であると考える。
- ・ 法人では、物質・材料に関する優れた機能や特性に関する研究だけではなく、必ずしもイノベーションの創出に結び付かない安全性・信頼性を高めていくような基盤的な取組も担っており、現行中長期目標においてもこれらの取組について関連する記載があるが、次期

中長期目標においてはこれらの取組を、その重要性を踏まえ分かりやすく明記した上で、取組が適切に評価されることが重要であると考える。

(4) 防災科学技術研究所

(留意事項)

- ・ 法人の研究開発成果の活用の促進や、防災・減災市場の創出・拡大を図るため、国内外の産学官民のステークホルダーとの多様な形態での連携構築等を一層推進していくほか、連携に係る取組や成果を適切に分析・評価し、情報共有していくことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「国土強靭化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）においては、大規模自然災害に対する国・地方公共団体・民間など関係機関の災害対応力の強化等のため、優れた技術や最新の科学技術を活用することで、防災・減災等における研究開発・普及・社会実装を推進することとされている。法人はこれまでも、我が国の防災科学技術の中核的機関として、その先端的研究基盤を活用し、関係府省や大学・研究機関、民間等の産学官民のステークホルダーとの連携・協働を図り、各種自然災害の予測・予防、応急対応、復旧・復興に関するオールフェーズの研究開発を推進するほか、社会実装に向けた橋渡し、行政への技術支援等を実施してきたところであり、業務・組織見直しにおいても、次期中長期目標の方向性として、「知的財産や情報プロダクトの生成・提供などにより、社会における防災科研の研究開発成果の活用を促進し、防災・減災の市場の創出・拡大を図り、各主体のレジリエンス能力の向上に対する取組を支援し、自助・公助を行いやすくする環境整備を進める役割を果たす」とされている。

今後更に法人の研究開発成果の活用の促進や、防災・減災市場の創出・拡大を図るため、例えば、法人の研究開発成果を活用する事業者に対する出資等の支援を更に推進するなど、産学官民のステークホルダーとの多様な形態での連携構築等を一層推進していくことや、連携に係る取組や成果について適切に分析・評価し、ステークホルダー等に対し情報共有していくことが重要であると考える。

(5) 量子科学技術研究開発機構

(留意事項)

- ・ 研究開発成果をイノベーションに結び付けるため、例えば、研究開発の内容や成果を法人内で共有し有効活用するなど、法人内の複数部門間の連携を一層促進していくことや、外部機関との連携を推進していくことを目標に盛り込んではどうか。このような目標を確実に達成するため、主務省と法人が十分コミュニケーションを取りつつ、主務大臣が明確化した法人の「使命」及び「ミッション」を踏まえた法人全体の内部統制を強化していくことについても目標に盛り込んではどうか。
- ・ 研究開発成果等の積極的な情報発信により、量子科学技術研究に対する国民の理解促進を図るとともに、当該分野の人材を確保・育成していくことを目標に盛り込んではどうか。

- ・ 個々の研究課題の特性を踏まえつつ、次期中長期目標期間における達成目標及び達成時期を可能な限り明確にしていくことについても目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 本法人は、平成28年4月に国立研究開発法人放射線医学総合研究所に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の一部を統合し発足した法人であり、現行中長期目標期間において、理事長のリーダーシップの下、統合による効果を発揮した成果を創出するため、複数の部門が連携して取り組む研究開発の推進や、「量子生命技術」といった新たな技術領域の開拓に取り組んできた。また、量子科学技術分野の研究開発を効果的かつ効率的に実施し、その成果を社会に還元するため、産業界、大学を含む研究機関及び関係行政機関との产学研官連携活動に取り組んできたところであるが、見込評価において、今後の課題として、「理事長のリーダーシップによる様々な成果について高く評価できるが、次期中長期目標期間も成果が創出できるような組織作りが求められる」、「研究成果を積み上げていく段階から社会実装までを着実にマネジメントすることにより、研究成果の実用化にも期待する」といった指摘がなされており、今後更に研究開発成果をイノベーションに結び付けるためには、例えば、研究開発の内容や成果を法人内で共有し有効活用していくことや外部機関との連携に積極的に取り組んでいくこと、このような目標を達成するため法人全体の内部統制を強化していくことが重要であると考える。
- ・ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、多層的な科学技術コミュニケーションの強化や、優秀な人材の育成等を推進することとされている。法人はこれまでも、量子科学技術に対する国民の理解増進や法人自身の知名度向上に向けた情報発信を行うとともに、法人内外の専門人材の確保・育成等の取組を実施してきたところであるが、見込評価において、今後の課題として、「アウトリーチについては、引き続き様々な取組を実施するとともに、より分かりやすく普及するための広報の手法を検討すること」、「戦略的かつ継続して若手研究者の育成を行うため、今後の人材育成の方向性を示すこと」といった指摘がなされており、今後法人の取組がより広く理解されるため、研究開発成果の社会実装に向けた取組などの積極的な情報発信を行うことが重要であり、また、核融合など研究開発期間が長期にわたる研究開発もあることから、法人の実施する業務の継続性を確保するためにも、人材の確保・育成に向けた取組を推進していくことは引き続き重要であると考える。
- ・ 現行中長期目標において、「課題ごとの特性を踏まえ、ロードマップを用いるなど、達成目標及び時期を明確にしつつ、研究開発に支障がない範囲で公表し、適時適切な評価を行う」としているが、核融合に関する研究開発など研究開発期間が中長期目標期間を超えるような長期にわたる研究開発もあることから、次期中長期目標期間における評価が適切になされ、PDCAサイクルを機能させるためにも、達成目標及び達成時期を可能な限り明確にしていくことが引き続き重要であると考える。

(6) 日本学術振興会

(留意事項)

- ・ 法人の諸事業を効果的・効率的に実施するため、例えば、諸外国の学術振興機関等との活動内容の比較を行い他機関における優れた取組を取り入れることや、事業の在り方について不断の改善を行うことなどにより、法人全体の事務・事業の改善等に取り組んでいくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人が実施する諸事業における活動及び成果について積極的に情報発信し、学術研究の社会的評価を一層高めていくことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 科学研究費助成事業の応募件数が増加傾向にあること等により法人全体の業務量も増加しており、法人の諸事業を効果的・効率的に実施することが課題となっている。法人はこれまでも、例えば科学研究費助成事業においては、「審査委員候補者データベース」を活用した審査委員の選考や、電子媒体による各種書類の受付等の取組を推進してきたところであるが、見込評価において、今後の課題として、「各事業の分析に必要な研究者や成果に関する情報が整備されたことから、今後は、それらを活用し事業の改善等に取り組むことを期待する」といった指摘がなされている。今後更に法人の諸事業を効果的・効率的に実施するため、例えば、諸外国の学術振興機関等との活動内容の比較や事業の在り方について不断の改善を行うことなどにより、法人全体の事務・事業の改善等に取り組んでいくことが重要であると考える。
- ・ 法人が実施する諸事業における活動及び成果に係る必要性・重要性については、研究者コミュニティから広く認知されている一方で、研究者以外の理解が十分に得られていないという課題を有している。見込評価においても、今後の課題として「更なる情報発信の強化に取り組むことが期待される」といった指摘がなされていることから、法人の知名度を向上させ、学術研究の社会的評価を一層高めていくためには、法人が実施する諸事業における活動及び成果を積極的に情報発信していくことが重要であると考える。

(7) 日本スポーツ振興センター

(留意事項)

- ・ スポーツ振興くじ助成については、事業をより効果的に実施するため、事業の効果を測定し公表していくことや、ニーズ等を踏まえ助成メニューの見直しを検討するなどの取組により、障害者や子供・若者などの多様な主体におけるスポーツ参画を促し、地域のスポーツ振興に貢献していくことを目標に盛り込んではどうか。その際、助成財源となるスポーツ振興くじが、投票の対象となる競技の振興を促すものとなるよう検討していくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 企業・大学等との共同研究や保有する施設の利活用を促すため、法人側から外部機関に対し積極的に働きかけるなど、広報活動を強化していくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 施設運営に当たっては、環境負荷を減らす取組を推進することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を未然に防ぐため、スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向や国内の現況などをスポーツ団体に積極的に共有していくことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「スポーツ基本計画」（令和4年3月25日文部科学大臣決定）においては、多様な主体におけるスポーツの機会創出や地域のスポーツ環境の構築等の取組を進めていくこととしており、法人はこれまでも、スポーツ振興くじの売上げを財源とした総合型地域スポーツクラブ等への助成（以下「スポーツ振興くじ助成」という。）等により地域スポーツの振興に貢献してきたところである。スポーツ振興くじ助成については、令和2年にスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）が改正され、収益の使途が拡大されたことも踏まえ、更に効果的な事業の実施について検討していくことが課題となっている。スポーツ振興くじ助成の効果については、現状、助成区分ごとにまとめた総合評価により測定・公表されているが、より事業を効果的に実施し、また、広く社会に浸透させていくためにも、例えば優れた事例等について公表していくことも検討する必要があると考える。また、助成対象団体のニーズ等も踏まえた助成となるよう助成メニューを見直すなど、より効果的に事業が実施されるよう検討し、地域のスポーツ振興に一層貢献していくことが重要であると考える。その際、助成財源となるスポーツ振興くじが投票の対象となる競技の振興を促すものとなるよう検討していくことも重要であると考える。
- ・ 「スポーツ基本計画」（令和4年3月25日文部科学大臣決定）において、スポーツの成長産業化の推進が掲げられていることを踏まえ、法人としては、产学研連携による共同研究や、国立競技場やハイパフォーマンススポーツセンター、今後整備される新秩父宮ラグビー場（仮称）など、保有する施設の利活用により貢献していくこととしている。今後一層スポーツの成長産業化を推進していくためには、法人側から外部機関に対し積極的に働きかけるなど、広報活動を強化していくことが重要であると考える。
- ・ 「令和2年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）によると、運動・スポーツの実施場所として、スポーツ施設だけではなく、山岳・森林・海・湖・川等の自然環境も多く活用されており、スポーツと環境問題は密接に関連していることから、環境に配慮した取組は重要であると考える。法人はこれまでも、スポーツ施設保有者として、計画的な施設の省エネルギー化等の取組を実施しているところであるが、現行中期目標ではこれらの取組について記載が無い。次期中期目標においてはこれらの取組を明記し、取組が適切に評価されることが重要であると考える。
- ・ 「スポーツ基本計画」（令和4年3月25日文部科学大臣決定）等を踏まえ、法人はこれまでも、スポーツ・インテグリティの確保のために必要な調査や相談等の業務を実施しているところであるが、現行中期目標期間においても、スポーツ団体による複数の不祥事が発生している。また、見込評価においては、今後の課題として、「地域のスポーツ団体におけるインテグリティ教育を促進させるため、更なる情報提供機会の確保及び研修等の実施」があげられおり、スポーツ団体自身において、最新の情報を適時収集していくことは困難な面もあることから、スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を未然に防ぐため、引き続きスポーツ団体に対する積極的な情報共有等の取組は重要であると考える。

(8) 日本芸術文化振興会

(留意事項)

- ・ 文化・観光の振興、地域の活性化を推進していくため、関係省庁・外部機関等との連携を強化し、伝統芸能の魅力を国内外に向けて発信していくことを目標に盛り込んではどうか。その際、将来的な公演の入場者数の増加や自己収入の確保につながるよう、公演の配信も含め、デジタル技術の一層の活用を検討していくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 国立劇場の再整備に伴い実施する新たな挑戦的な取組や公演の質を高めるための取組など、法人の取組が質的にも適切に評価されるよう、主務省と法人がコミュニケーションを図り、次期中期目標における指標や困難度の設定を検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）において、文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要とされている。また、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、公演の入場者数が減少傾向にあり、入場者数の増加及び安定的な自己収入の確保が課題となっている。

業務・組織見直しにおいても、次期中期目標の方向性として、「文化振興を観光振興と地域の活性化に着実につなげていくため、関係省庁、独立行政法人、地方公共団体等との連携をより一層強化していく」こととしており、また、見込評価においても、今後の課題として、「我が国における伝統芸能の保存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及の中核的な拠点として、幅広く多くの人が鑑賞することができるよう、公演の配信を含むデジタル媒体の活用により、新たな観客層の開拓等に努め入場者数の増加に取り組むことを期待する」、「有料配信による新たな自己収入財源の確保など、運営費交付金等の国費にのみ頼らない財務構造へのシフトを進めること」との指摘がなされており、今後文化・観光の振興、地域の活性化を一層推進していくため、特に文化・観光に関する省庁や外部機関等との連携を強化し、伝統芸能の魅力を国内外に向けて発信していくことが重要であると考える。その際、例えば公演の配信を通じた伝統芸能の魅力の発信により将来的な公演の入場者数の増加を図るほか、公演の配信による自己収入の確保を図るなど、デジタル技術の一層の活用を検討していくことが重要であると考える。

- ・ 国立劇場については、令和5年11月から令和11年秋を予定として休館となることから、再整備期間中の公演・養成等の事業継続、観劇者側に立った公演実施方法の見直し、デジタル技術を活用した公演方法の検討など、新たな取組の実施及び再整備後の国立劇場の運営方法の検討等を進めていくことが次期中期目標期間中の重要な課題となっている。また、現行中期目標中、例えば、「伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演」の項目においては、入場者数を評価に当たっての主な指標としているが、役者の演技力を磨きながら伝統芸能を伝承し公開していく取組など、法人は公演の質を高めるための様々な取組も実施している。これらの取組について、質的にも適切に評価に反映されるよう、主務省と法人がコミュニケーションを図り、次期中期目標における指標や困難度の設定を検討していく必要があると考える。

(9) 勤労者退職金共済機構

(留意事項)

- ・ 中小企業退職金共済制度の政策目標及び当該制度への加入促進の在り方を主務省として明確にした上で、ニーズや加入実態、制度の認知度等の必要なデータを法人が収集し、新規加入被共済者数目標に関する指標のみならず、政策目標の達成度合に関する指標等、より適切な指標を設定することを検討してはどうか。
- ・ 建設業退職金共済制度について、想定する利用者の特性や利用率の目標値を具体的に検討した上で、次期中期目標において、電子申請の普及により、加入事業者の利便性向上や業務処理の効率化を図ることを盛り込んではどうか。また、一般の中小企業退職金共済制度や特定業種退職金共済制度に関する各種の申請手続について、e-Govの活用等、オンライン化の実現について検討することを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく」とこととされており、中堅・中小企業の活力向上が謳われている。中小企業退職金共済制度は、勤労者の福祉の増進及び生活の安定を通じて中小企業の振興を図ることを目的としており、中小企業の活力の向上にも資する制度であることから、制度の安定的運営に向けた加入促進による被共済者数の確保が不可欠である。

しかし、法人の現行中期目標においては、過去の実績等に基づく新規加入被共済者数目標が指標として設けられているものの、加入勧奨対象の企業の加入率等、政策目標の全体像における到達度を踏まえた指標は設けられていない。

法人における効果的な政策実施のためにも、今後は、政策目標や制度への加入促進の在り方を主務省として明確にした上で、法人が必要なデータを把握する等して、より適切な指標を設定することが重要であると考える。

- ・ 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入事業者の利便性の向上及び業務の簡素化・迅速化を図ることが重要となっている。

建設業退職金共済制度について、法人は、電子申請方式による掛金納付を開始しており、建設キャリアアップシステム（注）とのデータ連携等を進めており、業務・組織見直しにおいても、「建設キャリアアップシステムとの連携などにより電子申請方式の利用を促進し、一定の建設工事においては標準化されることを目指す」とこととしている。

次期中期目標期間においても、引き続きデジタル対応を進め、電子申請方式についての説明会を開催するとともに、加入者の利便性の向上のため、利用者目線で利便性が高い制度となるよう、想定する利用者の特性や利用率の目標値を具体的に検討することが重要であると考える。

（注）建設業界全体で使用される建設技能労働者の就業履歴等の登録・蓄積システム。

また、一般の中小企業退職金共済制度について、法人は、令和3年度から業務系システム再構築の設計・開発工程を開始するなど、内部業務システムの抜本的な見直しを行っており、次期中期目標期間においても、法人業務の迅速化及び利用者の利便性向上のため、一般

の中小企業退職金共済制度や特定業種退職金共済制度に関する各種の申請手続について、e-Gov等の既存のオンライン申請の仕組みを活用するなど、オンライン化の実現を検討することを目標として定めることが重要であると考える。

(10) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

(留意事項)

- ・ ものづくり分野における技能・技術、基礎知識の習得に向けた職業訓練を確実に実施しつつ、地域の中小企業等におけるDXやGX等の新たなニーズへの対応については、法人が実施する職業訓練や指導員養成プログラムの効果を分析した上で、これらの内容の改善検討や、都道府県や民間が実施する職業訓練と連携する等、より効果的な取組としていくことについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人の障害者雇用支援の修了者を実際に雇用している事業者から、支援修了者の就業状況及び改善要望に関するフィードバックや、障害者雇用のノウハウの吸い上げを実施し、これらの分析結果を法人の支援プログラムや事業者への障害者雇用に関する助言その他の援助の充実のために活用することについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ オンラインによる助成金の申請等について、利用者にとって分かりやすい仕組みになっているか、どうすれば使ってもらえるものになるか等の分析・検討を行い、より利便性の高いものとしていくことについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 人口減少・少子高齢化による労働力不足が加速する中、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、「多様な人材の一人一人が持つ潜在力を最大限発揮できる」よう、「能力開発やセーフティネットを利用」でき、「個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める」とこととされている。

業務・組織見直しにおいても、「DXの加速化を見据え、職業訓練においてデジタル分野に重点化した訓練設定、企業が求める水準のデジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る」ほか、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく都道府県単位の訓練に関する協議会に積極的に参画し、「地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練の実施を目指し、訓練カリキュラムの開発や見直し等を実施する」とこととしている。

今後、DX・GX等の新たな分野で活躍する人材の育成に関する課題に的確に対応していくためには、法人において、職業訓練や指導員養成プログラムの効果を分析した上で、関係機関と連携の上、地域の産業界のニーズ等を踏まえた職業訓練の実施や指導員の育成の取組をより効果的なものとしていくことが重要であると考える。

- ・ 障害の有無によらず、個々人の希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、特に精神障害等の個別性の高い支援を必要とする障害を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるよう、高度な専門的支援やきめ細やかな対応が必要とされている。

障害者雇用に係る事業主支援に関し、法人において、事業主支援ワークショップを令和3年度に144回開催し、事業主間の意見交換等を通じて把握した課題やニーズを契機として

障害者職業カウンセラーによる社員研修への協力やジョブコーチによる雇用継続支援などの取組を行っているが、現行中期目標においては、「障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数」及び「ジョブコーチ支援修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率」を定量指標とするのみであり、目標管理の仕組みが、法人の取組を通じて把握した課題やニーズの検証と改善を促す設計となっていない。

次期中期目標期間においては、障害者雇用支援プログラムや事業者への助言・援助の内容の更なる充実に役立てるため、障害者個々の特性に合わせた支援の推進の観点に加え、障害者の多様な働き方やキャリア形成に係る事業者的人材確保・育成の取組を支援する観点から、支援修了者の就業状況等に関するフィードバックを実施し、分析結果を活用することが重要であると考える。

- ・ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル化の推進及び情報セキュリティの強化等に取り組むことが示されるとともに、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現のため、行政手続等のサービスの開発検討段階から利用者の視点を第一に、きめ細かく対応することとされている。

業務・組織見直しにおいて、法人が、「オンライン申請の機能を搭載した助成金システムを構築し、申請に係る事業主負担の軽減と効率的かつ適正な支給事務を実施することとしており、その際、システムの利用者にとって分かりやすい仕組みになっているか、どうすれば使いやすいものになるか等、利用者の利便性向上に向けた分析・検討を行うことが重要であると考える。

(11) 福祉医療機構

(留意事項)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による福祉・医療事業者の財政基盤悪化や、融資実績・貸付残高の過去に例のない大幅な増加による法人の財政基盤悪化可能性への対応が喫緊の課題となる中、福祉・医療基盤の維持及び存続を最優先に福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実を図りつつ、法人の信用リスク管理体制の強化に取り組む必要があることから、福祉・医療事業者のマネジメント技術向上の取組等の支援を図るとともに、法人の債権管理や財政状況のモニタリングの強化等を図ることについて、主務省において検討を行った上で、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人の組織規模や多様な事業内容に加え、今後、福祉医療基盤の安定に向けた支援の充実の必要性が一層高まることを踏まえ、法人内部での人材の流動性の確保や外部委託を含めた他機関との連携を図りつつ、今後を見据えた多様かつ専門性の高い人材の確保・育成に取り組むことについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉医療業界を取り巻く経営環境は大きく変化している。

こうした中、法人において、現行中期目標期間中、貸付先の経営状況や人材確保に関するリサーチリポートを毎年度約20件公表し、個々の事業者が抱える課題の解決に重点を置いた経営診断を毎年度約400件実施する等の取組を行ってきたほか、債権悪化の未然防止を図

るため、貸付債権のポートフォリオ分析、リスク管理債権の発生要因分析等を行ってきたところではあるが、国民生活のセーフティネット機能である福祉医療サービスの安定的な提供や質の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉医療事業者の経営改善の取組に対する支援の更なる充実を図ることが重要であると考える。

業務・組織見直しにおいても、法人が「地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等に取り組む」こととしており、次期中期目標期間においては、福祉医療事業者の経営改善に向けたコンサルティングや個別経営課題へのアプローチ手法の検討等の支援を行うべきと考える。

- ・ また、法人の新型コロナウイルス対応支援資金の貸付残高が過去に例のない規模で大幅に増加し、法人の財政悪化の可能性への対応が喫緊の課題となりつつあることを踏まえ、主務省において、法人の債権管理や財政状況のモニタリングの強化を図ることについて、検討を行うことが重要であると考える。
- ・ 法人の業務について、法人が従来実施している貸付事業や経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等の様々な業務に加え、今後、上述のとおり新型コロナウイルス対応融資により貸付残高が大幅に増加したことに伴い、債権管理・回収の業務等の継続的増加が見込まれる。

こうした中、法人は、現行中期目標期間において、人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員研修や民間金融機関等との人事交流を実施しており、次期中期目標期間においても、福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、例えば、債権回収業務等をはじめとする幅広い業務に対応可能な多様な専門人材の育成や他機関との人材交流、アウトソース先の確保等に取り組むことが重要であると考える。

(12) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(留意事項)

- ・ 著しい行動障害等を有する者の支援の充実に向けて、潜在的な支援ニーズと現在の支援基盤のミスマッチを把握・分析し、課題点を洗い出した上で、目標において、法人のミッションを明確に示してはどうか。さらに、法人と、先進的な他法人や地方公共団体、学術機関、民間事業者等の関係機関とのネットワークの構築やノウハウの共有、人材交流等を一層進めていくことについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 障害者の自立支援の観点での地域移行推進の取組について、施設の入所利用者数の総数の縮減を目標とするのではなく、地域移行を希望する利用者のうち家族の同意を得て実際に移行が実現した割合を目標とする等、有効な目標を設定してはどうか。
- ・ 障害者が安心して地域生活を送り、他の人々と共生することができるよう、法人が、新たにSNSを活用した情報発信に取り組む等、国民が広く接しやすい情報発信の在り方を積極的に検討することについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 知的障害者支援に関する高い専門性を有する全国的な人材の確保・育成について、法人内での育成はもとより、関係機関との人材交流やノウハウの横展開による業界全体の底上げも視野に入れ実施することについて目標に盛り込んではどうか。また、これらの取組を通

じて、法人の職員のモチベーションの維持や組織の活性化を図ることについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月30日閣議決定）において、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ること」とされている。

こうした中、法人は、各地域から著しい行動障害等を有する者を受け入れており、その特性を考慮した支援プログラムの作成等のモデル的支援の構築、先進的な調査・研究成果の情報発信等に取り組んでおり、業務・組織見直しにおいても、「継続してモデル的な支援の拡充や医療との連携強化を図ること」としているが、入所待機者が年々増加しており、支援ニーズに十分に対応できているとはいえない状況である。また、全国の支援ニーズに対応すべく法人の取組の強化を図るとしても、全国的に施設の対応能力や専門人材が不足するおそれがある。

これらを踏まえ、今後は、主務省において、著しい行動障害等を有する者の潜在的な支援ニーズと現在の支援基盤のミスマッチを把握・分析し、課題点を洗い出した上で、対策の全体像における法人の役割を示すことや、先駆的取組を行っている機関との更なる連携を図ることが重要であると考える。

- ・ 「地域共生社会」の実現に向けては、知的障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することが重要であるところ、現行の中期目標においては、施設入所利用者数を前期中期目標終了時と比較して14%縮減する目標が定められているが、実績値に期間満了による退所者や死亡者も含まれている。

次期中期目標においては、地域移行を希望する利用者のうち家族の同意を得て実際に移行が実現した割合を目標とする等、自立支援に向けた法人の取組の成果の把握に有効な目標を設定することが重要であると考える。

- ・ 法人は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供し、地域共生社会の実現のため重要な役割を担っているところ、こうした支援の実態や優れた取組内容について国民一般に広く情報発信し、重度の知的障害の特性に対する地域の人々の理解を深めることで、知的障害者が必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき、安心して社会活動に参加し、地域の人々と共生することができる社会の実現につなげていくことが重要である。

次期中期目標期間においては、法人における支援や取組の内容について、国民が広く接しやすい情報発信の在り方を積極的に検討することが重要と考える。

- ・ 国内の知的障害者支援のニーズが多様化し、一人一人の特性に合わせたきめ細やかな支援が求められる中、法人において、現行中期目標期間中、モデル的支援の実践成果の調査・研究に関する情報発信や支援に従事する者の資質の向上のための養成・研修を実施していくところであり、業務・組織見直しにおいても、特に著しい行動障害について、「中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成」に取り組み、「全国の障害者支援施設等に情報発信し、支援の質の底上げ」を行うこととしている。

次期中期目標期間においても、高い専門性を有する人材の確保・育成のため、他機関との人材交流やノウハウの横展開による業界全体の底上げも視野に入れ実施することが重要であると考える。また、これらの取組を通じて、他機関の職員のモチベーションの向上に加え、法人の職員の専門性の強化やキャリアの客観化によるモチベーションの向上を促進し、もって組織の活性化を図ることが重要であると考える。

(13) 農畜産業振興機構

(留意事項)

- ・ ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症等の影響等を踏まえ、情報収集提供業務については、生産者等の経営安定や農畜産物の需給動向に関する情報のほか、消費者や販売流通事業者、輸出事業者、行政等の農畜産業をとりまく関係者への波及効果も意識した情報について、提供内容の拡充や収集能力の強化策等を目標において明確にしていくことが重要ではないか。
- ・ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の導入に当たっては、業務における効率化の程度等を十分に勘案し、法人所有のシステムとの連携や利用対象者の利便性を考慮しつつ、より効率的なサービスとなるよう、計画的に進めることを目標において明確にしてはどうか。

(背景事情等)

- ・ ウクライナ情勢等は、飼料や肥料価格等の上昇を招き、物価高騰による農林水産業の経営に対する影響の緩和を図るため、飼料や肥料の価格高騰対策などが進められている状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症による外食需要等の減少は、和牛肉の需要減少や牛乳・乳製品の消費の減少に繋がるなど、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症による農畜産業への影響が懸念されている。

こうした状況の中、法人の農畜産物に関する情報収集提供業務の重要性が更に高まっており、業務・組織見直しでは、中国等の需給動向の重要性の増加に伴い海外の農畜産物に関する情報収集・分析等の体制を強化し、消費者等の関心の高い情報の提供を引き続き積極的に推進することとしている。

次期中期目標期間においては、国際情勢や社会状況を見据え、様々な言語に対応した情報収集・分析能力の強化を図るとともに、従前から提供してきた主に生産者や販売流通事業者を対象とした情報に加えて、輸出事業者や消費者、関係する行政機関など農畜産業をとりまく関係者の利用を視野に入れた各種情報等を、的確に多様なツールを通じて提供するなど積極的な取組が必要であると考える。

- ・ eMAFFは、農林水産省所管法令等に基づく補助金・交付金の手続等を対象としたシステムであり、法人では、経営安定対策業務における生産者からの交付金の申請手続等への活用を視野に、eMAFFの令和4年度中の本格運用に向けて実装作業を実施している。

見込評価及び業務・組織見直しでは、業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF等を活用した業務の効率化、利便性の向上に努めるとしているが、対象の国内生産者には高齢の方などデジタル対応が困難な事情等もあるため、今後は、対象者への啓発や主務省との連携を十分に行いつつ、システムの利用促進を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、次期中期目標期間においては、eMAFF等を活用した更なる事務の効率化に向けて、利用者視点に立ったシステムの利便性の向上や、徹底的な業務プロセスの見直しによる申請手続の更なる簡便化、内部システムとの連携等の課題が、計画的かつ長期的なスパンで解消されるよう、主務省とコミュニケーションを取りながら進めていく必要があると考える。

(14) 農業者年金基金

(留意事項)

- ・ 加入促進等の目標策定に当たっては、基幹的農業従事者の減少傾向や若手加入者の伸び悩みの現状等を踏まえ、若い世代や女性を中心に検討していくことが重要ではないか。
その際、業務受託機関に対する研修等を通じて担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、若い世代の性別ごとの指標を設定し、それらの状況を分析することにより、未加入者への勧誘に係る業務受託機関との連携や広報等、実効性のある促進策を推進していく必要があるのではないか。
- ・ 次期農業者年金記録システムの構築に当たっては、コスト面や技術面、操作性等に留意しつつ、法人の業務特性に見合った計画を検討することが必要ではないか。また、業務受託機関の業務の合理化や管理の適正を確保する観点から、当システムの業務受託機関における利用促進に係る取組について、具体的な数値目標を設定し計画的に取り組むことが重要ではないか。
- ・ 基金の運用について、現在、比較的安定した利回りが確保されているが、引き続き、加入者の年金資産に係る長期的な総合収益を確保することやESG投資等が求められることから、これまで以上に、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保等が必要ではないか。

(背景事情等)

- ・ 令和2年の農林業センサスによると、基幹的農業従事者は136.3万人であり、うち94.9万人が65歳以上と高齢者の割合が高い状況にある。この状況に対して「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）では、新規就農と定着促進のため青年層の農業者年金への加入を推進するとしているが、令和2年度における加入者は45,862人であり、うち39歳以下の加入者は13,235人となっている状況である。

青年層を中心とした次世代の農業を担う者の確保という課題に対して、見込評価では、加入促進活動の効果検証の結果等を踏まえ、若い農業者の更なる加入拡大を目指すとし、業務・組織見直しでは、農業経営の発展等に重要な役割を担う女性の活躍を後押しするため、女性農業者に対する普及促進の取組をさらに強化するとしており、農業者年金を通じて農業の将来を支える人材の確保・育成に資するよう、若い世代や女性の加入拡大を図ることが、法人の課題としている。

これらを踏まえ、法人では、加入促進活動について、業務受託機関である農業協同組合（JA）や農業委員会の協力の下、PR活動や個別訪問等を展開しており、年度評価等において、業務受託機関が実施した加入促進活動について一定の検証は行われているものの、若い世代の加入状況が低調に留まっている原因等の分析・評価に必要と考えられる若い世代

の性別ごとの加入状況の指標が、現行中期目標において設定されていない。また、業務受託機関の担当者研修として、都道府県段階や市町村段階における各種研修会を開催し、事務処理能力の向上や個人情報管理について指導する取組は実施しているが、今後、業務受託機関の人的リソース不足が進展することが見込まれる中、業務処理能力等の維持・向上や内部統制の確保に関する取組が重要になる。

このため、次期中期目標期間においては、各種研修等を通じて、更なる加入拡大に向けた業務受託機関の担当者の業務運営能力の向上を図り、未加入者への勧誘の取組を業務受託機関との連携や広報手段の工夫などにより強化するとともに、加入促進活動の検証に当たっては、若い世代の性別ごとの指標を設定した上で、加入者全体の階層別の動向やニーズ等を把握・分析するなど、より適切な目標管理を行うことが必要であると考える。

- 農業者年金記録管理システムは、被保険者等からの各種届出書等の作成、受給記録等の確認等ができる法人の基幹システムであるが、設計から約10年経過しており、加入者等の労力的負担等の軽減、法人の業務合理化を踏まえた、次期システムの在り方について検討し、整備を進める必要がある。

当該システムの改修に関して、業務・組織見直しでは、改修費用及び保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進めるとする一方、業務受託機関の業務改善や事務処理の進行管理等が可能となるよう、その更なる利用促進に取り組むとしており、次期中期目標期間においては、コスト面や技術面、操作性等に留意した、法人の業務特性に見合った計画の検討とともに、業務受託機関の業務の合理化や管理の適正を確保するため、JAで約40%、農業委員会で約35%となっている当該システムの利用について、更なる利用拡大に向けた積極的な取組が必要であると考える。

- 法人の年金資産の運用については、直近5か年(平成29年度～令和3年度)の平均利回りが3.43%となっているなど、安定的かつ効率的な運用が確保されている。

業務・組織見直しでは、政策アセットミクスについては、資金の運用環境の変化等に照らした妥当性の検証等を適切に実施し、ESG投資の検討においては、現在、基金が採用しているベンチマークに比較して加入者の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を目指せるか、運用コストが上昇するのではないかなどを踏まえながら検討する必要があるとされ、さらに、こうした課題に柔軟かつ迅速に対応できるように専門的知識を有する者の確保・育成に努める必要があるとされている。

次期中期目標期間においては、こうした課題を踏まえて、安定的な運用収益を継続するため、外部の人材やツール活用も含めた、組織体制の整備、専門的な人材の確保が重要であると考える。

(15) 農林漁業信用基金

(留意事項)

- 農林水産業を取り巻く環境の変化等に伴う新たな資金需要に対し、適切な信用保証保険等の引受けを実施するため、必要とされるサービス等の把握を行い、それらを反映していくことについて、目標において明確にしていくことが必要ではないか。
- 保証・保険引受審査について、代位弁済率や保険事故率を低減させるため、代位弁済等の発生に係る原因や融資分野等について十分に分析した上で、的確な引受審査を行うための

法人の役割・方策や、農業(漁業)信用基金協会等との間における意見交換や情報共有を含めたより効果的な連携策について、主務省とコミュニケーションを図りつつ検討を行っていくべき旨、目標において明確にしていくことが必要ではないか。

- 各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、法人各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進めていくことが必要ではないか。

(背景事情等)

- 農林水産各分野においては、脱炭素化、スマート農業等の実装などの取組や、漁業法（昭和24年法律第267号）等の改正、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行などが実施され、また、農業経営における大規模化や経営内容の多様化など構造の変化も進んでいる。

このような変化の中、業務・組織見直しでは、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、「新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受を進める」とし、林業信用保証業務については、「信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進する。」としており、法人では現行中期目標期間においても、利用者へのアンケートや農業信用基金協会及び漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）等との意見交換を行い、主務省に情報を伝えるなどの取組を行っているところであるが、例えば、大規模な法人経営や森林の伐採を行う素材生産事業者の資金需要など、農林漁業の生産構造や経営構造の変化を踏まえた対応が求められている。

このことを踏まえ、次期中期目標期間においては、農林漁業の生産構造や経営構造の変化等を踏まえた新たな資金需要への対応、経営状況や信用リスクに応じた保証保険引受けや保証保険料率の設定により、農林漁業者が個々の状況に応じた幅広い信用保証保険サービスを享受できるよう、利用者ニーズ等を的確に捉えた上で、主務省が行う政策の企画立案に資するとともに、これらの取組がより効果的なものとなるよう、基金協会等との連携も一層強化していく必要があると考える。

- 法人と基金協会とは、基金協会が引受けた債務保証について、代位弁済発生時に一定額を保険金として法人が基金協会に支払い、基金協会の債務リスクを分散させる関係にあり、代位弁済率・保険事故率の低減のためには、連携した取組が必要である。

この点について、業務・組織見直しでは、借入者の信用リスクに応じた的確な引受審査の実現を図るとともに、きめ細やかな期中管理が実現できるよう基金協会や融資機関との連携を密にして情報共有を図りつつ、必要に応じ基金協会に対して助言等を行うこととしている。現行中期目標期間においては、大口保険引受案件について法人と基金協会の間で事前協議を実施し、保証要綱を基金協会において制定・改定する際に事前協議を行うなどの取組を実施しているところであるが、今後は、農協等が実行する融資の債務保証の引受を基金協会が審査する際に、信用基金としても必要な情報の共有や助言等を積極的に行っていくことが重要である。

今後、社会経済情勢や農林水産分野の構造の変化の中においても、農林漁業者への適切な融資環境を維持していくため、次期中期目標期間においては、主務省とコミュニケーションを図りつつ、基金協会が的確な引受審査を行うために求められる法人の役割や方策を明らかにするとともに、基金協会と保証・保険引受審査のマニュアルや情報の共有化

を進めることや、体制の弱い基金協会に対する助言等、効果的な連携策について、検討していく必要があると考える。

- ・ 法人のシステムは統合前の法人システムをそれぞれの業務ごとに継承しているため、現行では新たなデジタル技術の統一的活用が困難な状況である。

このことを踏まえ、業務・組織見直しでは、信用補完業務の複雑化・高度化に対応し、生産性向上を図る観点から、各部門の基幹業務システムの標準化を進めるとしている。また、現行中期目標期間において、法人では各部門の業務手順の共通化、共有化を図るとともに、内部統制委員会において全ての業務・事業について点検・検証し、必要に応じて業務を見直すことや、従来、旧法人単位で縦割りに行われてきた人事を部門横断的な人事異動にするなどの取組も進めている。

次期中期目標期間においても、保険引受審査等の業務の効率化や生産性向上等の観点から、引き続き、こうした各部門の基幹業務システムの標準化は重要であり、この前提として、各部門における業務の見直しや業務手順の共通化と共有化を計画的に実施していくことが重要であると考える。

(16) 新エネルギー・産業技術総合開発機構

(留意事項)

- ・ 法人の事業を長期的・安定的に推進するため、中核機能であるプロジェクトマネジメントを担うプロパー職員の確保・育成や、高い専門性を有した外部人材の確保について、目標に盛り込んではどうか。
- ・ 「スタートアップ支援機関連携協定」について、ワンストップ窓口機能などスタートアップ支援のハブ機関としての機能を果たすとともに、枠組みを効果的に活用し、関係機関の連携を図る取組を推進することについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 現行中長期目標期間において、法人の新たな業務として、①科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)の改正により、「特定公募型研究開発業務」に「ムーンショット型研究開発事業」が、②「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)に基づき、「特定公募型研究開発業務」に「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」が、③2050年カーボンニュートラルの実現に向け「特定公募型研究開発業務」に「グリーンイノベーション基金事業」が、④先端半導体の安定供給体制を構築するため基金を新たに造成し「特定半導体の生産施設整備等の助成業務」が、⑤経済安全保障の強化推進の観点から基金を新たに造成し「特定公募型研究開発業務」に「経済安全保障重要技術育成プログラム事業」が、それぞれ追加され目標変更が行われたことにより、研究開発成果の最大化及び社会実装の促進に向けたプロジェクトマネジメントの重要性が更に高まっている。

業務・組織見直しにおいて、ナショナルプロジェクトや特定公募型研究開発業務等について、产学研官を組み合わせた最適な体制を構築し、蓄積された知見を活用して、技術開発プロジェクトを、①資金、②研究計画の策定や見直し、③成果管理・普及、④ステージゲート等の審査、⑤技術評価及び⑥標準化や規格・規制のためのデータ整備等、あらゆる側面から

支援・マネジメントする「技術開発マネジメント機能」の強化に取り組むことが必要とされたところである。また、法人の中核機能であるプロジェクトマネジメントの要としてのプロジェクトマネージャーについて、組織を長期的に支えるプロパー職員に担当させるべく、プロジェクトマネージャーの確保・育成が必要とされたところである。

このほか、今後も引き続き、外部人材の登用や他機関からの出向職員を確保することに加えて、プロパー職員の新規採用、企業・官公庁など外部機関への出向、海外勤務等による実務習得や研修による個々の職員の能力開発や人的ネットワークの構築を通じて、法人の中核機能であるプロジェクトマネジメントを担うプロパー職員の確保・育成を進めることが必要であると考える。

- ・ スタートアップ支援について、「統合イノベーション戦略 2022」（令和4年6月3日閣議決定）の科学技術・イノベーション政策において、スタートアップ・エコシステムを飛躍的に発展させ、新産業の創出や既存の産業の新陳代謝を通じ、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）が前面に掲げた社会変革を現実のものしていくこととされている。具体的な取組として、社会ニーズに基づくスタートアップの創出・成長を支援し、世界へ羽ばたくユニコーンを我が国から生み出していくため、大学等との連携強化や「スタートアップ支援機関連携協定（Plus）」の創設と起業支援体制の構築等に積極的に取り組んできたことが示されている。

現行中長期目標期間において、法人は、他の公的支援機関等と連携しつつ、次の産業の担い手となるスタートアップの育成及び研究開発型スタートアップ・エコシステムの実現を目指した取組を行っている。

このほか、法人は、スタートアップ支援を行う政府系9機関（AMED、JICA、JST、JETROなど）の参加の下、令和2年7月に創設したスタートアップ支援機関連携協定（Plus）の中心的な役割を担っていることから、引き続きこの枠組みを効果的に活用し、関係機関間のさらなる連携を図る取組を推進することが必要であると考える。

(17) 日本貿易振興機構

(留意事項)

- ・ 農林水産省と連携し、①農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出にチャレンジする产地・事業者の育成や、海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者とのマッチング支援等の取組を推進すること、②農林水産物・食品の知的財産保護等の取組を推進することについて、目標に盛り込んではどうか。
- ・ スタートアップの海外展開支援等について、日本の国際競争力の向上等の観点から、他国における取組や実績等を踏まえて、指標の見直しを検討してはどうか。また、他のスタートアップ支援機関等との連携によって、より効果的な取組としていくことについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 農林水産物・食品の輸出について、政府目標の輸出額1兆円は達成したものの、令和7年に2兆円、令和12年に5兆円の新たな目標に向けて全体的な取組の強化が必要とされており、特に国内で輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者

の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起しが課題とされている。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年5月20日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議改定とりまとめ）において、認定輸出促進団体等との連携した農林水産物・食品の輸出拡大において、本法人が役割を担うことが明記されている。

現行中期目標期間において、法人は、関係省庁・団体等と連携してオール・ジャパンで取り組んできた輸出支援の知見・ノウハウを農林水産物の輸出を促進する関係者間で共有することにより、地方公共団体間の効果的なPR連携を促し農林水産物等の更なる輸出支援機会の提供に繋げることや、海外市場のニーズに応じた輸出商品のコンサルティング機能の強化、海外バイヤーのニーズに応じた柔軟な商流構築の機会の提供を行っている。

見込評価では、輸出の裾野拡大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起しが今後の課題とされ、業務・組織見直しにおいて、海外の規制やニーズに対応したマーケットインの発想に基づく輸出にチャレンジする産地・事業者の育成・展開、海外バイヤー等海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者の新規獲得等に取り組むとされたところである。

このほか、農業知財等の海外流出等が頻発していることを踏まえ、日本の農林水産物を海外展開する際に知的財産権侵害の発生を回避するため、輸出関係者等への積極的な情報発信や普及啓発、農林水産省との連携などを通じ、予防的取組をさらに推進していくことが必要であると考える。

- ・ 政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）などにおいて、日本経済のダイナミズムと成長を促すため、スタートアップの育成と海外展開支援を拡大することとされている。また、法人の現地事務所の機能強化を通じ日本企業の海外展開の支援も拡大することとされている。

現行中期目標期間において、法人は、世界で勝てるスタートアップを生み出すために選定されたJ-Startup企業に対して、海外の資金や技術、人材とのマッチングや知的財産の活用支援などを行うことで、海外市場の獲得やイノベーションの創出に貢献する取組を推進している。

見込評価では、スタートアップ海外展開支援について、世界レベルのネットワークの更なる強化、新興国等における法令を含む現地情報の速やかな共有等が課題とされ、業務・組織見直しにおいて、海外での日本企業と海外企業の協業・連携促進の取組を通じて、双方向の投資をさらに後押しする必要があるとされたところである。

このほか、スタートアップ海外展開支援等について、日本の国際競争力を向上させる観点から、米国や欧州の主要国などにおける海外展開支援を所掌する組織の取組や支援実績等を踏まえた適切な指標を設定することや、国内の他のスタートアップ支援機関との連携を官民間わざさらに強化し、効率的・効果的な支援を実施することが必要であると考える。

(18) 情報処理推進機構

(留意事項)

- ・ デジタル社会の実現に向け、社会の重要なデジタルインフラの整備について、法人の担う役割を明確化するとともに、アーキテクチャの設計や関連調査などの社会的要請の高い課

題を明示したうえで、デジタル庁をはじめ関係省庁等と連携し、サイバーセキュリティの強化やデジタル人材の確保・育成を推進することを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- 「デジタル改革基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、デジタルで生涯安全・安心に暮らす社会を構築すること、サイバーセキュリティ対策で安全性を強化すること、不正利用の防止を進めること等により、デジタル利用の不安を低減し、安全・安心なデジタル社会を目指すことや、デジタル人材の育成等による社会課題を解決できるデジタル社会の実現などの施策を展開することとされている。

現行中期目標期間において、法人は、情報セキュリティ対策の強化を継続しつつ、企業等に対するサイバー攻撃や予兆に関する情報を迅速に収集・分析・提供・共有する体制の拡充、重要インフラ企業等の現場で対応する高度な人材の輩出、中小企業及び国民一般のセキュリティ対策の取組の促進等、多岐にわたる情報セキュリティ対策の強化を推進しており、また、先端ICTに関する市場が拡大していくことが見込まれているとともに、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材の確保が不可欠となっているため、高度なIT人材の発掘・育成・支援を継続しつつ、こうした人材のネットワーク形成やIT人材の裾野拡大を推進している。

見込評価では、J-CRAT（注1）、J-CSIP（注2）、ガイドラインの策定等セキュリティ上の脅威及び脆弱性対策の更なる強化や、優れたアイディア、技術を持つ人材への支援制度の拡大などが今後の課題とされており、業務・組織見直しにおいて、サイバー・フィジカル一体化時代におけるサイバーセキュリティの確保や、DXの推進、サイバーセキュリティの確保を担う人材の育成などの機能を強化するとされたところである。

（注1）IPAは、標準型サイバー攻撃の被害拡大防止のため、2014年7月に経済産業省の協力のもと、相談を受けた組織の被害の低減と攻撃の連鎖の遮断を支援する活動としてサイバーレスキュートレーニング（J-CRAT : Cyber Rescue and Advice Team against targeted attack of Japan）を発足

（注2）IPAは、サイバー攻撃による被害拡大防止のため、2011年10月に経済産業省の協力のもと、重工、重電等、重要インフラで利用される機器の製造業者を中心に、情報提供と早期対応の場として、サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP : Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan）を発足

このほか、社会の重要なデジタルインフラのセキュリティ対策には、企業等の高度な現場人材の輩出のほか、セキュリティの整備自体に法人が担う役割の明確化が必要であると考える。また、Society 5.0の実現に向けて、重点分野（自律移動ロボット、企業間取引、スマートビル）を中心にアーキテクチャ設計から社会実装・普及までを推進し、我が国のデジタルインフラの整備に反映することが必要であると考える。

(19) エネルギー・金属鉱物資源機構（旧 石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

(留意事項)

- 法律の改正により、
 - 水素・アンモニア等の製造・貯蔵に係るリスクマネー支援
 - CCS（二酸化炭素の回収・貯蔵）に係るリスクマネー支援等
 - 洋上風力発電のための地質構造調査等

をはじめとする業務が追加され、法人の機能強化が図られたことから、次期中期目標の体系の見直しを検討してはどうか。

- ・ 水素・アンモニア等の製造・貯蔵やCCS事業など従来とは異なる分野の専門性（化学・機械・環境等）を必要とする人材や、これら事業の案件審査・技術開発に対応できる人材の確保・育成について、目標に盛り込んではどうか。
- ・ リスクマネー供給事業の進捗に伴うリスク資産の増大を踏まえ、資源国や民間企業等に関する情報の取り扱いにも留意しつつ、国民に対して、法人が行う資源開発の特性等を丁寧に説明することについて、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「2050年カーボンニュートラル（令和2年10月に表明）」や「新たな温室ガス排出削減目標（令和3年4月に表明）」の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことや、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことが重要テーマとして掲げられ、電力部門に求められる取組として、2050年カーボンニュートラルが実現した社会では、産業・業務・家庭・運輸部門における電化の進展により、電力需要が一定程度増加することが予想され、全ての電力需要を單一種類のエネルギー源で賄うことは困難であり、現時点で実用段階にある脱炭素技術に限らず、水素・アンモニア発電やCCUSによる炭素貯蔵・再利用を前提とした火力発電といったイノベーションを必要とする新たな選択肢を追求していくことが必要とされている。

このことを踏まえ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）が改正され、法人名を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に改めるとともに、①海外及び本邦における水素等の製造・貯蔵に係る出資・債務保証、②海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地質の探査に係る出資、貯蔵に係る債務保証、海外における貯蔵及びこれに必要な地層の探査に係る直接利権取得、貯蔵に必要な地層の探査に係る地質構造調査及びこれに必要な船舶の貸付、③洋上風力発電の利用に必要な風況及び地質構造調査、④国内における金属鉱物の製錬等に係る出資・債務保証、⑤海外における地熱の探査に係る出資、⑥省エネ法等に基づく情報提供業務等が業務追加された。

また、今般のウクライナ情勢を受けて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再認識された。

業務・組織見直しにおいて、法人は、化石燃料については、長期的に需要減少が見込まれるが、トランジション期間における安定供給確保の重要性は不変であるため、民間企業の上流投資が減退傾向にある中であっても、引き続き、積極的に法人の役割を果たすことが重要であるとしたうえで、水素・アンモニア・CCS等の新領域へのチャレンジを含め、これまで蓄積してきた知見や経験を総動員して、カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化を牽引していくとされたところである。

法改正により主務省が示す中期目標における政策体系が大きく変化し、それに伴い法人の業務内容が大きく変わることから、次期中期目標においては、目標体系の見直しが必要であると考える。

- ・ 人材の確保・育成について、現行中期目標期間において、法人は、職員の専門性及びマネジメント能力向上を図るため、知見・技能の習得機会の提供や、得られた知見・技能の組織的な蓄積・伝承を進めるなど人材育成システムを整備するとともに、特に法務、財務、プロジェクトマネジメントについて、長期的な人材確保及び人材育成の取組を行っている。

業務・組織見直しにおいて、法改正により追加された業務に取り組むため、新領域・新機能に対応した専門性の高い人員を抜本的に強化する必要性があるとし、従来とは異なる分野（化学・機械・環境等）の専門人材や案件審査・技術開発に対応できる人材を積極的に獲得していくことや、多彩な研修機会の提供などにより人材を育成していくと同時に、ダイバーシティ推進等によって、職員の働き甲斐を向上させ、組織の好循環を図っていくとされたところである。

- ・ リスクマネー供給事業について、現行中期目標期間において、法人は、政策資源の効率的・効果的活用の観点から、リスクマネー供給により生じる欠損金に対する将来見込まれる利益の大きさと、得られた政策的効果を総合的に評価し、また、確定収益や欠損金の算出方法を明らかにしつつ、欠損金及び将来見込まれる利益が増減した要因を分析し、財務諸表や事業報告書等において適切に説明を行っている。

業務・組織見直しにおいても、引き続き、上記説明責任を果たすことに加えて、リスクマネー供給の実施に際して、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等への対処の必要性、我が国のエネルギー政策上の重要性等を踏まえつつ、案件毎に厳格な管理を行うとされたところである。

このほか、法人が実施するリスクマネー供給事業について、資源開発の特性を踏まえた説明を、資源国や民間企業等の機微情報の取り扱いに留意しつつ、丁寧に実施すべきであると考える。

(20) 海上・港湾・航空技術研究所

(留意事項)

- ・ 研究施設の整備に当たっては、ハード面のほか、デジタル技術も活用した研究手法の充実も視野に入れることが必要ではないか。
- ・ 1つの法人としてのマネジメントを的確に機能させるためにも、3研究所間での人事交流を進めることや、内部管理業務の共通化を計画的に進めることを目標に盛り込んでどうか。
- ・ 研究開発成果を国全体として社会実装に結び付けるため、陸上交通など他の交通モードとの接続も含めた観点から関係機関と連携することについて、目標に明記してはどうか。また、研究開発成果を本格的に社会実装することを目的とした体制の整備に一層取り組む必要があるのではないか。

(背景事情等)

- ・ 法人の施設整備費については、平成30年度及び令和元年度で約2億7,000万円、令和2年度で約8億円、令和3年度で約3,000万円となっており（補正予算を含む）、ほとんどは実物の研究施設や研究機器等の整備に充てられている。実物の研究施設等ハード面の整備は重要である一方、近年、デジタル技術が急速に進展し研究環境が変化していること、また、データに基づくコンピュータシミュレーションの積極的な活用が進展していることから、デジタル技術を活用したソフト面の研究手法の拡充についても検討すべきと考えるが、業務・組織見直しでは、その拡充等について、特段触れられていない。

- ・ 平成28年度に3研究所を統合して発足した法人であり、統合後においては、今回、初めて中長期目標期間全体の評価及び次期中長期目標の策定を行うこととなる。

業務・組織見直しにおいては、内部統制の向上のためのマネジメントを適切に行うこととされているが、これを着実に進めるために必要となる具体的な方策は明らかにされていない。一つの組織としてのガバナンスを強化し、理事長を中心としたマネジメントを的確に機能させるため、例えば旧3研究所間の研究者等の人事交流や、各研究所間の内部管理業務の共通化などを段階的に進めていく必要があると考える。

- ・ 現行中長期目標期間において、法人は、分野横断的な研究として、大規模災害時における傷病者の陸上・海上・航空輸送に関わる救援活動において発生するボトルネックを事前に把握し、対策を検討するための傷病者搬送シミュレータを開発し、地方公共団体の防災・減災に資する取組等を行ってきた。今後も、安全かつ効率的な海上・航空輸送システムに係る研究を実施するに当たっては、研究開発成果を海上、港湾、航空分野に限らず国全体として社会実装に結び付けるため、陸上交通との接続にも十分留意した上で、関係機関との協働・連携を更に進めていくことが重要と考える。

また、研究開発成果を社会実装に結び付けていくためには、外部資金を獲得して資金提供者に成果を還元するという従来法人が実施してきた手法に加え、地方公共団体や民間企業等と共同して研究開発シーズを育てていくという観点も重要であることから、その取組を担う法人内の体制整備を進めていく必要があると考える。

(21) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(留意事項)

- ・ 鉄道建設や鉄道事業者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、地方交通を含めた鉄道インフラを安全かつ効率的に維持していくために、法人の有する知見等を活用して、新たに既存施設の長寿命化や維持管理の低コスト化、災害への対応等に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 技術の承継や、現場の情報を組織的に共有・伝達していくために、DXやIT技術の活用が重要であることから、計画的に対応を進めることを目標に盛り込んではどうか。
- ・ インフラの海外展開に戦略的に取り組む必要があることから、民間事業者等と連携し、法人がシンクタンク的な機能を果たすなど機構の専門的知見を活用することを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 人口減少等の影響により、地方の鉄道事業者（全95社）の約8割において、令和元年度の経常収支で赤字を計上しており、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響で、社会環境が変化する中で、鉄道利用者も大幅に減少するなど、地方の鉄道事業者の経営は悪化している状況にあり、鉄道インフラの維持管理の低コスト化が求められている。また、人材面においても、専門知識を有する技術者が不足していることから、既存の鉄道施設のメンテナンスにも支障が生じている。

このような中、「国土交通省のインフラ長寿命化計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）によれば、鉄道事業者等が管理する橋梁（施設数：125,047橋）及びトンネル（施設数：4,897本）について、建設後50年以上経過する施設の割合は、2020年3月時点でそれぞれ、55%、66%、2030年にはそれぞれ71%、83%であり、2040年にはそれぞれ85%、91%になるとされている。現行中期目標においては、「鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項の助言などの技術支援（鉄道ホームドクター制度）等を実施する」との記載はあるものの、鉄道インフラの長寿命化や維持管理の低コスト化の観点については明記されていない。

また、機構法では、法人が建設・改良を行った鉄道施設に係る災害復旧工事を行うことが規定されている（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第80号）第13条第1項第4号）。

令和3年度において、鉄道の輸送障害のうち、風水害、雪害、地震等の自然災害が要因となっているものは約3割を占めており近年増加傾向となっているところ、現行中期目標には、防災、減災、災害予防措置など災害への対応について明記されていない。

法人の中心的な業務である整備新幹線事業については、現在建設中の3区間のうち、現中期目標期間中に開業を迎えた路線が1区間（九州新幹線：武雄温泉・長崎間）、次期中期目標期間中に開業予定の路線が1区間（北陸新幹線：金沢・敦賀間）（注）となっており、将来的に整備新幹線整備事業の業務量の減少が見込まれることも踏まえ、次期中期目標期間においては、既存の鉄道インフラの長寿命化や維持管理の低コスト化、災害への対応など新たな業務に取り組むことについて検討する必要があると考える。

（注）その他1区間（北海道新幹線：新函館北斗・札幌間）は、2030年度末（令和12年度）の開業を目指している。

- ・ 今後、鉄道建設に係る業務量の減少が見込まれる中、建設現場での技術力・ノウハウを法人として承継していくことが必要と考えるが、業務・組織見直しにおいては、「建設技術者不足の顕在化、公共工事等におけるデジタル化や働き方改革の流れ等の環境変化を踏まえ、DXの推進や関係機関との連携強化を通じて、鉄道建設業務のより一層の生産性向上を目指していく必要がある。」との記載はあるものの、技術の承継については、特段触れられていない。

また、法人は、令和3年11月にICT推進チームを新たに設置し、北海道新幹線の建設において、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用した遠隔臨場の実証実験を開始するなど、DXの取組を進めており、業務・組織見直しにおいては、「鉄道建設現場におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や関係機関との連携強化により、鉄道建設業務のより一層の生産性向上を図る」とされているところ、これらの取組に当たっては、現場の情報を組織的に共有・伝達するという観点を含めて、計画的に進めていくことが必要と考えられる。

- ・ 鉄道インフラ輸出に関して、法人は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第3条の規定に基づく基本的な方針に従い、同法第4条の規定に基づき、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究を行い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図ることとされている。

また、「インフラシステム海外展開戦略2025」においては、「官民が一体となり、インフラシステム輸出をより一層推進するに当たり、独立行政法人等（鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む）の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用する。」こととされている。

法人はこれまでも、同法及び同戦略を踏まえ、鉄道インフラの海外展開に向けた取組を実施してきたところであるが、同戦略のKPI（我が国企業が2025年に34兆円のインフラシステムを受注）達成に向けて、次期中期目標期間においては、法人がシンクタンク的な機能を果たすなど法人の専門的知見を活用することが重要になると考える。

(22) 国際観光振興機構

(留意事項)

- ・ アフターコロナを見据えた世界的な競争の中で、日本への誘客を増やしていくためにも、訪日プロモーションの実施に当たっては、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、デジタルマーケティング等を活用し、国内外の事務所を活用した各国における海外旅行に対する意向、我が国における受け皿となる地域における観光客の受け入れに対する意向等を把握・分析し、その結果を踏まえたプロモーション戦略の立案を推進すべきではないか。その際、海外事務所の活用の在り方を含め、国内外の専門人材の確保・育成に計画的に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 訪日客の受け入れ環境の向上に向けて、例えば、受け皿となる観光地における地域交通や決済システムなどの現地のニーズや課題を把握して関係機関に働きかけを行うなど、課題の解決に貢献していくことを目標に加えてはどうか。
- ・ 訪日旅行の促進が地域経済の活性化や観光から派生する効果（旅行者が本国に戻って日本の製品を購入するなどの購買行動の変化）に貢献することも重要であり、例えば、伝統芸能や地域の特性を生かした伝統工芸などの地場産業の活用も含めた高付加価値旅行等を推進するため、関係機関と連携して取り組むことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 訪日観光については、徐々に受け入れが緩和されるなど、取り巻く環境が変化する中、日本が海外の旅行者の獲得競争で優位に立つためには、各國における海外旅行に対する意向や、新型コロナウイルス感染症に対する不安意識が懸念される観光客の受け入れに対する国内の意向などを把握・分析し、その結果得られたデータに基づくデジタルマーケティングなど戦略的な観光プロモーションが一層重要になってきており、次期中期目標期間においても、引き続き、デジタルマーケティング等を活用した訪日プロモーションの取組を進める必要があると考える。

また、業務・組織見直しにおいて、組織面では本部・海外事務所の組織体制や業務分担の見直しや強化を行い、人材面ではマーケティング部門、DX推進部門、内部統制の強化に対応するための管理部門における人材の確保・育成を強化するとされているが、海外事務所における現地スタッフの育成や国内の観光分野の関係者全体のレベルアップを図っていく取組についても計画的に進める必要があると考える。

- ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和2年12月3日観光戦略実行推進会議）においては、本格的なインバウンドの回復までの期間を活用し、観光産業の再生、国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの充実、先端技術も活用した受入環境整備を進めることとされており、具体的には、ポスト・コロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続を図る取組を支援することや、キャッシュレス旅行などの実現のための先進的な決済環境の整備等が盛り込まれている。

委員会としても、訪日客の受入環境の向上の観点から、こうした取組は重要であると考えるが、業務・組織見直しにおいては、「訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に資する受入環境整備を推進する。」という記載はあるものの、受入環境整備の具体的手段である訪問先の地域交通の整備や訪問先におけるキャッシュレス決済システムの導入等を関係機関に働きかけるなど、訪問先におけるニーズや課題の解決に貢献する取組について記載がない。

- ・「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（令和4年5月観光庁）においては、今後のインバウンド戦略の柱として、高付加価値旅行（注）を促進することとされており、特に地方への誘客が課題として指摘されている。

地方における高付加価値旅行等の推進に当たっては、伝統芸能や伝統工芸など地域の伝統文化の活用について、文化庁、地方公共団体、DMOなどの関係機関と連携して取り組むことを明確に位置付けることが重要であると考える。

（注）観光庁では、これまでの法人の先行調査の結果等に基づき、高付加価値旅行を「訪日旅行1回当たり総消費額100万円／人以上の旅行」と定義している。

(23) 空港周辺整備機構

（留意事項）

- ・ 法人の存続期間が限られている一方で、今後、滑走路の増設・区域指定の変更に伴う申請の増加など業務増が発生する要素もあることから、法人が実施すべき業務を確実に処理するための手順など具体的な方法を明確にしておく必要があるのではないか。
- ・ 運営会社への事業委託後にも、サービスの質を維持しつつ、事業を着実に実施していく観点から、法人が有する情報については、体系化した上で、デジタルデータとして承継することが重要ではないか。
- ・ 法人の存続期間を見据え、これまで法人が実施してきた空港の騒音対策事業や、民間への事業の引継ぎ等について、業務のノウハウや実績、教訓等を記録として作成することを目標に盛り込んではどうか。

（背景事情等）

- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「福岡空港特定運営事業等実施方針」（平成29年3月24日国土交通省航空局）に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後に法人の廃止が予定されている中、今後、滑走路の増設及びこれ

に伴う区域指定（注）の変更により、業務の増加が見込まれるため、具体的にどのように増加する業務に対応していくのかを明確にしておく必要があると考える。

現時点では、令和6年度末に滑走路増設事業が完了し、令和10年度末に法人が廃止される予定であることから、当委員会としても次期中期目標期間における法人の取組状況を注視していくこととする。

（注）公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）に定める区域

- ・ 法人では、現行中期目標期間において、事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業の承継に向けた取組を進めており、業務・組織見直しにおいても、「施設の保全、修繕記録のデータベース化等、環境対策事業の承継後も効率的な業務が行えるよう、デジタル化やカーボンニュートラルの観点についても意識しながら対応を進めることが求められる。」とされているところであるが、次期中期目標期間においては、事業承継後の運営権者における業務の質を維持し、引継ぎ後の業務の停滞を防止する観点から、法人が有する様々な業務上のデータを体系化しつつデジタル化した上で引き継ぐことが重要と考える。
- ・ 法人は、昭和51年の発足以降、46年間、一貫して福岡空港の騒音対策を行っており、これまでの法人の活動実績は、我が国における環境問題への対応記録として貴重なものであることから、後世に教訓として引き継いでいくべきであると考える。また、騒音対策の実績・教訓等に関する記録を作成することは、蓄積したノウハウを、国内外の他の騒音対策に活用することや、法人の廃止及び民間への事業譲渡による効果を検証する観点からも重要であると考える。

(24) 日本私立学校振興・共済事業団（準用法人）

（留意事項）

- ・ 経営支援・情報提供事業について、主務省と十分連携しつつ、私立学校のニーズも踏まえた上で、財務情報にとどまらず、非財務情報も含めて情報収集・提供に取り組んでいくことや、法人が提供可能な情報等を積極的にアピールしていくことなどにより、経営支援等に資する取組を強化するとともに、経営状況の厳しい私立学校からの経営相談等の申込みを促していくことを目標に盛り込んではどうか。また、当該業務を実施する上で必要な人材を確保・育成するほか、経営支援・情報提供事業と貸付事業の事業間の連携を一層推進するなど、支援体制の整備を図っていくことを目標に盛り込んではどうか。
- ・ 若手・女性研究者奨励金について、寄付金受入額の増加につながるよう、積極的にアピールしていくことを目標に盛り込んではどうか。

（背景事情等）

- ・ 「教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施することとされている。法人はこれまでも、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集等を行うとともに、関係者の依頼に応じて経営相談及び情報提供等を実施しているところであるが、今後少子化により学生等総数の減少が見込まれるなど、特に地方を中心として私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想される中、主務省とも十分

連携し、外部資金調達事例などの財務情報にとどまらず、例えば、SDGsへの対応、ダイバーシティ推進に向けた取組などの非財務情報も含めて、多様化する私立学校が求める情報のニーズを踏まえた上で情報収集・提供に取り組んでいくことや、経営状況の厳しい私立学校からの経営相談等の申込みを促すようなプッシュ型の取組を強化する必要があると考える。また、そのために法人内での支援体制の整備を図っていくことが重要であると考える。

- ・ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等において、若手研究者が活躍できる環境の整備や女性研究者の活躍を促進することとしている。法人としても平成27年度に「若手・女性研究者奨励金」を創設し、私立学校の若手研究者及び女性研究者の研究活動の支援を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、寄付金の受入れ金額が目標額を下回っている状況である。見込評価においても、今後の課題として、「現に寄付をしている企業との連携を強めつつ、新たに寄付に至る見込みの高い企業について積極的な情報交換を行うとともに、寄付者には、研究成果の見える化などフィードバックを充実させることで、奨励金の社会的意義を広く周知することにより寄付受入額の増額等を図ることが望まれる」といった指摘がなされており、寄付金受入額の増加につながるよう、寄付者等に対し積極的にアピールしていくことが重要であると考える。